

社会福祉法人グリーンコープ
地域密着型通所介護事業所且の原デイサービスセンターひととき運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人グリーンコープが設置する 且の原デイサービスセンターひととき（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6 前項のほか、「大分市指定地域密着型通所介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(地域密着型通所介護事業の運営の方針)

第3条 事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護支援事業者へ報告することとする。

3 事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 且の原デイサービスセンターひととき
- (2) 所在地 大分市且野原880番地の92

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 この事業に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (生活相談員、介護職員兼務)

管理者は、従業者の管理、指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び技術指導、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

- (4) 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、盆の3日、年末年始の5日間を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時45分までとする。
- (4) 延長可能時間帯 午後4時45分から
- (5) 事業所の営業日・営業時間外については、相談に応じる。

(利用定員)

第7条 利用定員は、1日18名とする。

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

(1) 第9条の介護計画の作成

(2) 通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

- ① 移動の介護
- ② 養護（静養）
- ③ その他必要な介護

イ 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ① 運動機能回復訓練
- ② 口腔機能回復訓練
- ③ レクリエーション
- ④ グループ活動
- ⑤ 行事活動
- ⑥ 園芸活動
- ⑦ 趣味活動
- ⑧ 地域活動への参加

エ 食事介助

- ① 昼食又は夕食の提供
- ② 食事の準備、後片付け
- ③ 食事摂取の介助
- ④ その他必要な食事の介助

オ 入浴介助

- ① 入浴又は清拭
- ② 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ③ その他必要な入浴の介助

カ 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

キ 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(3) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア 日常生活に関する相談、助言
- イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- エ 住宅改修に関する情報の提供
- オ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- カ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- キ 家族や地域との交流支援
- ク その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

第9条 管理者は、事業のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

2 管理者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験又は介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者に前項の介護計画の取りまとめを行わせる。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成する。

3 管理者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

4 管理者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。

5 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受ける。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 次条の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、実施地域を越えた地点からの往復距離1kmにつき20円を徴収する。

4 前3項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 昼食費 600円/1日

- (2) おむつ代 実費
- (3) 利用者の希望によって身の回り品、教養娯楽品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に関わる実費
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に重
用事項説明書などで説明をした上で、契約書に署名（記名押印）を受けることと
する。以後契約書に記載されていない前項以外の費用について受領する必要が生
じたときは、その都度同意書により確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大分市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者が事業の提供を受ける際には次の事項について留意していただ
くとともに、通所申し込みに際し利用者、家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する場合は、従業者の指示に従い、入浴時間等を守るこ
と。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、あらかじめ約束した所定の場所及び利用日以
外での利用はできないものとし、走行中は安全確保のため従業者の指示に従う
こと。
- (3) サービス利用日、時間を変更する場合は事前に事業所に連絡をすること。
- (4) 事業所内での飲酒はしないこと。
- (5) 事業所内での喫煙は、定められた場所ですること。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が
生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、
管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は
緊急搬送等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、
当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をす
るとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

4 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき
事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成
し、防災管理者または火災、防災等についての責任者を定め、年2回定期的に避
難訓練その他必要な訓練をおこなう。

(苦情処理)

第15条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 成年後見制度の利用支援

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回

(2) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

(3) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人グリーンコープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2020年 4月1日から施行する。

この規程は、2021年 9月1日から施行する。

この規程は、2024年 4月1日から施行する。

この規程は、2024年 5月28日から施行する。